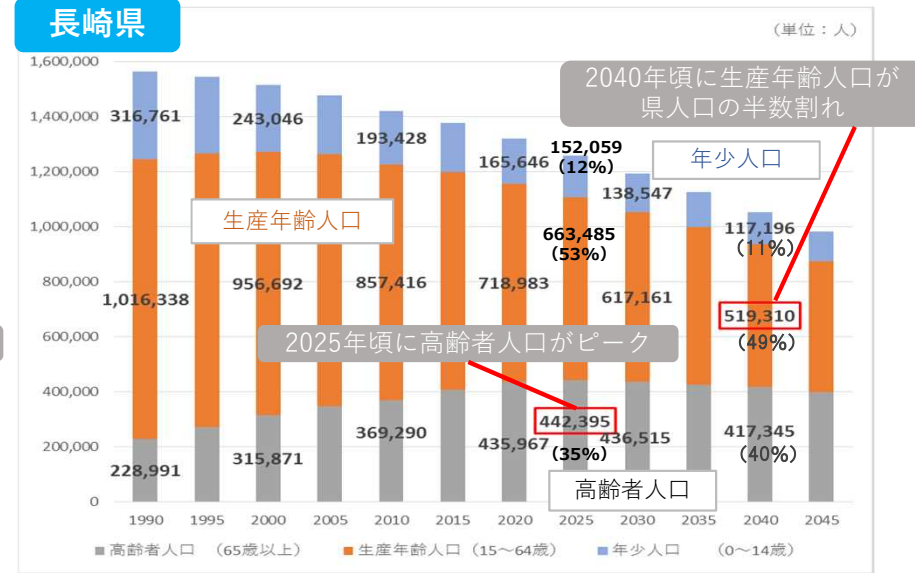
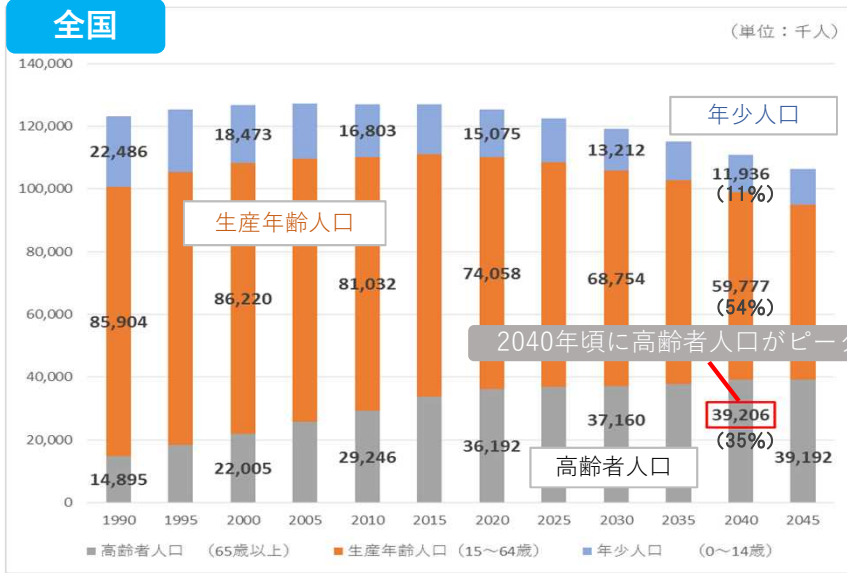


長 崎 県

# 2040年頃を見据えた課題と対策

## 人口推移と将来推計

※2015年までは国勢調査による実績値。2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値



## 2040年頃にかけてくる国の危機

### 医療・介護

- ・高齢者（特に医療・介護ニーズが高まる85歳以上）が2040年にかけて増加
- ・介護人材の需給ギャップが拡大  
(地方から東京圏への人材流失が拡大)
- ・一人暮らし高齢者が増加

### 労働力・教育

- ・年少人口は大きく減少
- ・児童生徒数の減少により廃校が増加
- ・地方の小規模大学は経営が厳しい
- ・労働力不足が顕著に（経済縮小）

### インフラ・公共交通

- ・老朽化したインフラ・公共施設が大幅に増加
- ・人口減少下で水道料金等の上昇
- ・乗合バス・鉄道は主要な高校生が減少すると廃止路線が増加

### 集落機能の維持が困難

- ・本県は、離島・半島地域を多く抱える中、人口減少や少子高齢化が全国よりも早く進行  
⇒2040年よりも前に深刻な事態に直面する恐れ
- ・ふるさと“長崎”を将来世代に残していくためには、県民一人ひとりによる危機感の共有が必要
- ・地域の担い手となる若者の確保が何よりも重要であり、オール長崎で人口減少対策に取り組むことが重要

# 長崎県における地域包括ケアシステム構築に向けた取組

## これまでの課題

1. 地域包括ケアシステムの構築状況についての客観的な評価指標がないため、市町において目標や現在の到達点、課題等が明確になっていない。
2. 地域支援事業により実施すべき取組（介護予防・日常生活支援、在宅医療・介護連携、認知症施策推進、生活支援体制整備）の進捗について、市町間で格差が見られる。
3. 市町において、各々の地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築イメージが持っていない。

## 課題を踏まえた取組の概要

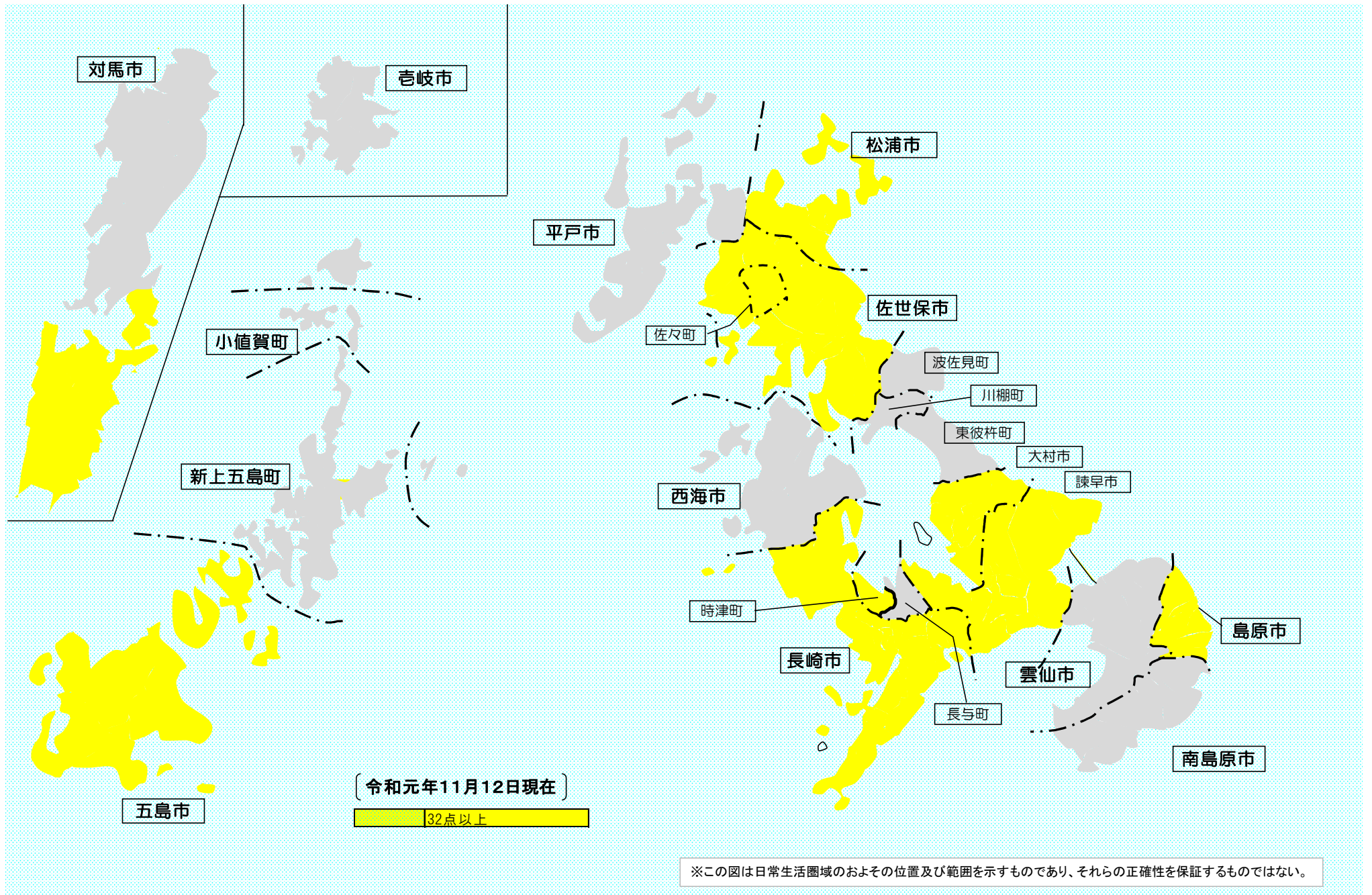
1. 長崎県版地域包括ケアシステム評価指標の作成【県】（H28-29）
  - ・8分野78項目（各分野5点満点計40点）からなる評価指標
  - ・有識者と県による全市町ヒアリング
2. 地域包括ケアシステムロードマップの作成【市町】（H29～）
  - ・各市町における地域包括ケアシステムの構築に向け、「構築期」と「充実期」に分け、各市町の実情にあったロードマップを作成
3. 長崎県地域包括ケアシステム構築モデル事業の実施【県】（H29-H30）
  - ・モデル3地区（都市型、過疎型、離島型）を選定し、システム構築までのモデル事業を通して、その取組手法を他市町に横展開

# 平成30年度 長崎県内市町の地域包括ケアシステム構築状況

評価得点 (40点満点)	28年度		29年度		30年度	
	圏域数	%	圏域数	%	圏域数	%
32点以上 (40点満点の8割以上)	1	0.8%	35	28.5%	86	69.4%
計	123	100%	123	100%	124	100%

※圏域数 H29（123圏域）→H30（124圏域）の増は、西海市の離島圏域を江島と平島に分割設定したことによる。

# 平成30年度 長崎県内市町の地域包括ケアシステム構築状況



# 地域包括ケアシステム構築加速化支援事業《モデル事業》

**目的** モデル事業を通して、その取組手法を他市町に横展開することで、県内各市町の地域包括ケアシステム構築を目指す

29年度

30年度

元年度

モデル  
3地区

都市型

過疎型

離島型

長崎市桜馬場地区

平戸市田平地区

五島市玉之浦地区

自己評価シート78項目で取組が不足している項目を中心に支援

『医療・介護連携』

医療・介護連携のための  
共有ツールの作成

『介護予防』

元気高齢者が歩いて  
通える場づくり

『地域ケア会議』

多職種が連携し、自立に資す  
るケアプランの作成

…など

各分野にマッチしたアドバイザー(県内外)を派遣

モデル3地区の取組状況を適宜、他市町へ報告

各市町  
の取組

医療・介護連携事業、認知症施策、生活支援体制整備、総合事業等

モデル地区における  
地域包括ケアシステムの構築  
(評価得点32点以上)

市町への  
取組手法の提示

全市町における地域包括  
ケアシステムの構築

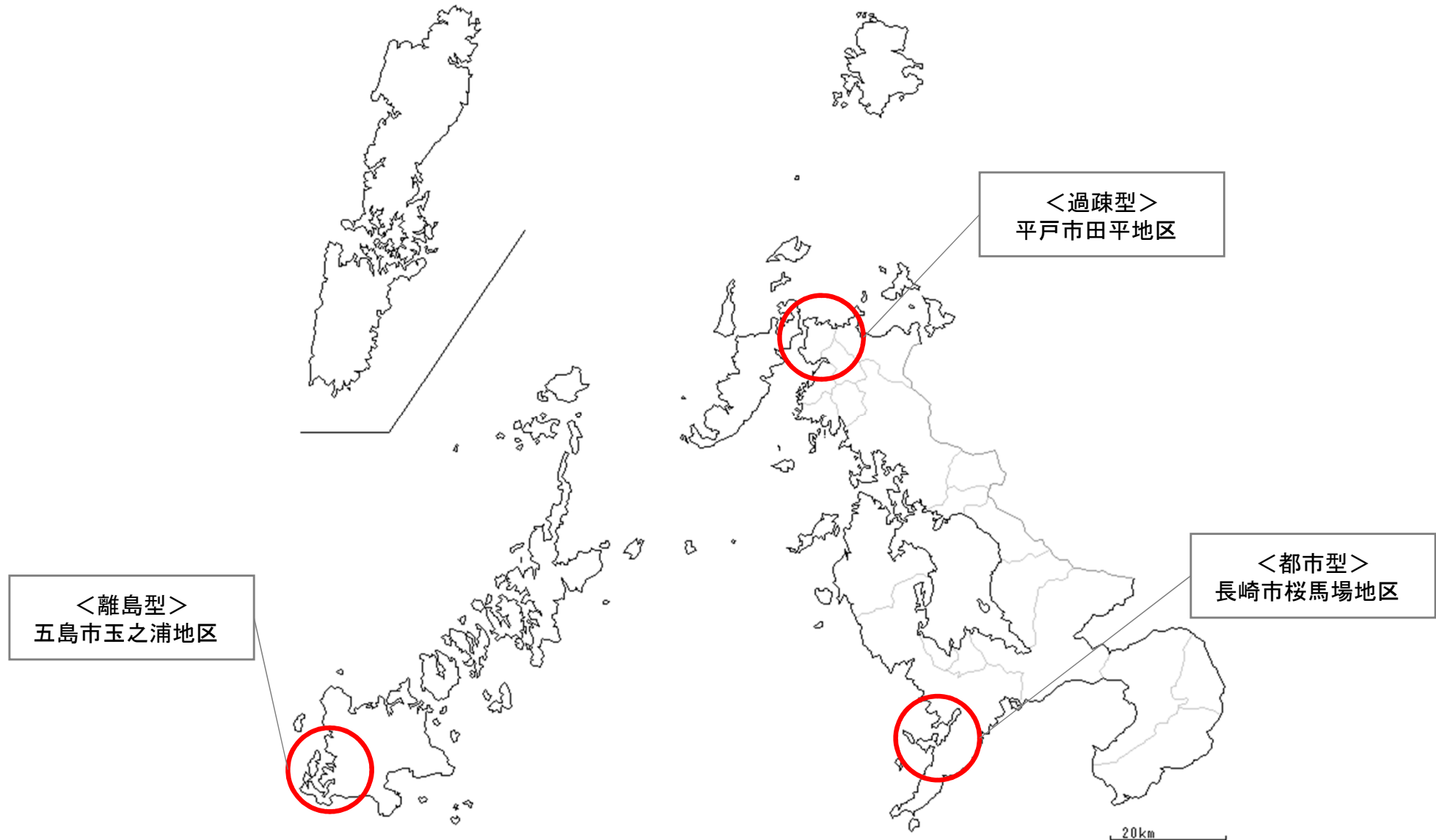
# 地域包括ケアシステム構築加速化支援事業《モデル事業》

## モデル事業実施地区

●都市型:長崎市 桜馬場地区

●過疎型:平戸市 田平地区

●離島型:五島市 玉之浦地区





## 取組目標

- ◎都市部におけるサロン、通いの場づくり
- ◎多職種による自立支援の充実(介護予防のための地域ケア会議への支援)

既存の施設を活用したサロン活動



桜馬場地域ケア会議への助言



## 成果

- ◎磨屋(とぎや)地区において、10月から毎月2回、既存施設(病院・養護老人ホーム)を活用したサロンが開設された。
- ◎介護予防のための地域ケア会議の目的・役割について、関係者間(行政、桜馬場包括、長崎市在宅支援リハビリセンター、生活圏域内のケアマネジャー、専門職、介護事業所等)での認識が共有され、地域ケア会議の体制の見直し(頻度、手法)に繋がった。



## 取組目標

- ◎まちづくり協議会と連携した生活支援体制構築
- ◎在宅医療・介護連携体制構築への支援



## 成果

- ◎生活支援体制について、田平地区における課題を共有し、生活支援コーディネーターが地域ケア会議（第2層）や、地域ケア個別会議（第3層）に参画することで、圏域ごとの地域課題の把握に繋がった
- ◎医療介護連携について、市内で初めて介護関係者、住民を対象とした看取りに関する研修会を実施し、現状や課題の共有に繋がった。

## 取組目標

- ◎地域のキーマン(社会福祉法人)と連携した生活支援体制の構築
- ◎在宅医療・介護連携体制構築への支援



## 成果

- ◎社会福祉法人が、地域の中核的団体として社会貢献や地域づくりを牽引していく意識醸成の契機となった。
- ◎生活支援体制について、フォーラムの開催などにより住民主体の取組の契機となった。
- ◎医療・介護連携について、県内先進地視察や保健所の支援を受けながら研修会を協働で開催したことで、在宅医療・介護連携体制の整備に繋がった。

# まとめ

## 都市型

●社会資源が豊富なため、比較的近い範囲で通いの場の創出など、既存施設に協力を得た活動展開が期待できる。

●専門職が多いという特性を活かして、最初のきっかけがあれば、生活圏域レベルで多職種連携が図りやすい。

## 過疎型

●医療資源や介護資源は偏在しており、生活圏域レベルでの課題やニーズを掘り起こすためには、生活支援コーディネーターや協議体の役割が重要であり、それらが効果的に機能していくことで、課題の把握から具体的対策の検討へと繋がっていくことが期待できる。

## 離島型

●環境が厳しい地域だからこそ、地域関係者の危機感は強いため、「地域包括ケア＝まちづくり」という視点から、住民、関係機関、行政等、限られた社会資源同士を「つなぐ」ことを意識した取組を行うことで、資源が少なくとも、ネットワークでカバーしていくことが期待できる。

## 今後の横展開に向けた県の支援の方向性

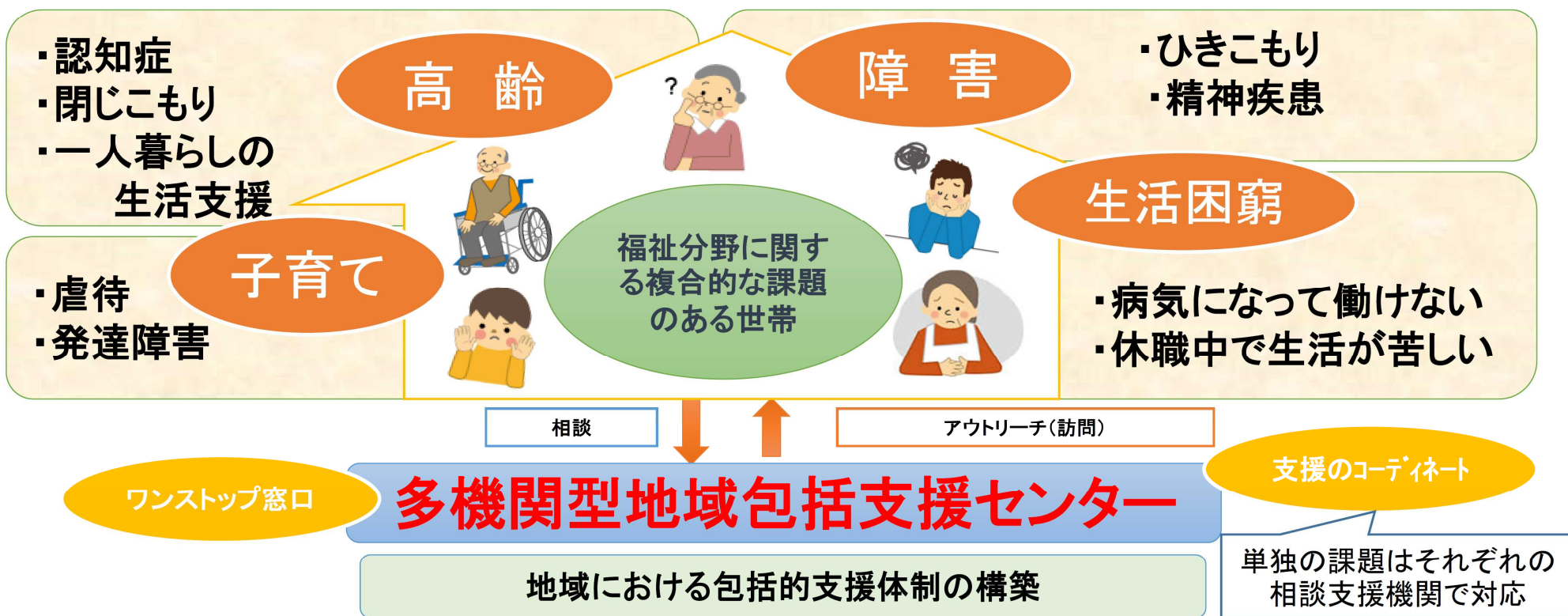
- 他市町の状況等、相互に活かせる部分については、「地域包括ケアシステムに関する県内市町情報交換会」を開催し、横展開を図る。
- 一方、各市町の地域性による課題への解決に向けた支援については、県実施の各事業（在宅医療・介護連携、生活支援体制、認知症施策等）を活用した伴走型の支援を実施していく。



# 長崎市多機関型包括的支援体制構築モデル事業

現状と課題 ・人口減少・単身世帯の増加 ・福祉ニーズの多様化・複雑化 ・単独の相談機関で十分対応できない

●事業概要：多分野・多機関にわたる福祉分野に関連する相談に対して、ワンストップ<sup>®</sup>で対応するための相談窓口を設置し、福祉分野に関連する複合的な課題を抱える者へ適切な支援を提供する。



## 【モデル事業】

- 事業期間：平成31年4月～令和2年3月 ※平成28年10月～継続
- 設置箇所：南多機関型地域包括支援センター ・ 北多機関型地域包括支援センター(2箇所)
- 人員体制：相談支援包括化推進員(社会福祉士)をそれぞれ3名ずつ配置

# 長崎県福祉保健総合計画と地域福祉支援計画について

長崎県では、複雑・多様化、専門化する県民ニーズに的確に応えるため、保健・医療・介護福祉施策を総合的・体系的に進めるための指針として「長崎県福祉保健総合計画」を策定し、各種施策を一体的に展開している。

## 計画の性格と役割等

- ① 県の総合計画である「長崎県総合計画」における保健・医療・介護・福祉分野の施策の基本的な考え方や方向性を示すもの
- ② 領域ごとの個別計画と整合性をもちながら、本県の保健・医療・介護・福祉施策を総合的・体系的に進めるための指針
- ③ 地域福祉支援計画としても位置付け

計画期間：2016（平成28）～2020（令和2）年度

検証・評価：長崎県福祉保健審議会福祉保健総合計画専門分科会において検証・評価を行い、その結果を公表

## 課題

- ・現行の長崎県福祉保健総合計画は改正社会福祉法（H30.4.1施行）に対応していない。
- ・改正社会福祉法に対応する「地域福祉支援計画」として位置付けるためには、多岐にわたる項目の追加が必要



- ・本県を取り巻く環境の変化や国の動きに対応するべく、今年度から策定作業に着手

## 今後のスケジュール等

年度	取組内容
2019（令和元）	・基本方針、構成等の検討 ・関係機関、庁内関係部局との調整 等
2020（令和2）	・計画策定に係る審議会（2回）、福祉保健総合計画専門分科会（4回）の開催（予定） ・県議会での素案説明（11月）、審議・議決（2月） ・パブリックコメント 等
2021（令和3）	新計画スタート（計画期間2021（令和3）～2025（令和7）年度予定）